

使用料・手数料に係る
受益者負担の適正化方針

令和4年4月改定版

目次

| | |
|--------------------------|------|
| はじめに | P 2 |
| 1 使用料・手数料について | P 3 |
| (1)使用料・手数料の設定における基本的な考え方 | P 3 |
| (2)適用除外 | P 3 |
| (3)「使用料」と「利用料金」について | P 3 |
| 2 使用料の算定方法 | P 4 |
| (1)負担割合(受益に応じた負担割合区分) | P 4 |
| (2)使用料の積算 | P 5 |
| (3)改定時期 | P 5 |
| 3 手数料の算定方法 | P 7 |
| (1)負担割合 | P 7 |
| (2)手数料の積算 | P 7 |
| (3)改定方針 | P 8 |
| (4)改定時期 | P 8 |
| (5)激変緩和 | P 8 |
| 4 使用料・手数料の減免制度について | P 9 |
| (1)使用料の減額・免除基準 | P 9 |
| (2)手数料の減額・免除基準 | P 9 |
| 別表 1 施設使用料対象経費の範囲 | P 10 |
| 別表 2 報酬・物件費区分及び範囲 | P 10 |
| 別表 3 処理時間算定に係る区分及び事務内容 | P 11 |
| 別表 4 負担割合一覧表 | P 12 |

はじめに

市は、著しい社会情勢の変化や厳しい財政状況の中にあっても、市民の福祉の向上のため、市政運営の効率化を図るとともに、時代に即した良質な公共サービスを提供する必要があります。

特定の市民が利益を受ける公共サービスに係る料金については、地方自治法第225条及び227条並びに大和市自治基本条例第7条（財政自治の原則）及び第10条（市民の責務）の規定に基づき、条例で徴収の根拠や使用料・手数料の額を定め、利用する市民と利用しない市民との間に不均衡が生じないように、公共サービスの対価として利用者負担を求めています。しかしながら、この使用料・手数料の負担はできるだけ軽いほうが良いとの要望から、低額な料金又は無料のものもあるのが現状です。

本市では、平成13年度に受益者負担の適正化についての方針を策定し、以後3年ごとに料金の見直しを行っています。また、平成19年度からは、方針を「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」（以下、「適正化方針」とする）とし、手数料についても見直しの対象としています。

今後も「適正化方針」に基づき、使用料・手数料の見直しを円滑に進め、より効率的で持続可能な公共サービスの提供を可能とするよう図っていきます。

1 使用料・手数料について

(1) 使用料・手数料の設定における基本的な考え方

公共サービスの提供原価に対して、利用者の負担割合を決定した上で定めるものとします。

また、使用料の新規設定については、適正化方針に基づき算出し、最終的には、他市類似施設の料金、機能、規模等を比較し、庁議により決定するものとします。

(2) 適用除外

国や県の基準等でサービスの提供の統一的な取扱いを図らなければならないため、利用者負担の基準が定められているもの及びこの基準になじまないものについては、適用しないものとします。

具体的には、道路・河川占用料、公営住宅使用料、下水道使用料、介護保険料、塵芥処理手数料・家庭污水汲取手数料・家庭し尿浄化槽放流水汲取手数料・し尿処理手数料・その他法令等によるものが該当します。

<参考>

- ・「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定められている事務
- ・戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付
- ・消防法関連（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務など）
- ・道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可に関する事務など

(3) 「使用料」と「利用料金」について

適正化方針上での「使用料」とは、利用料金制を採用している施設での「利用料金」を含むものとします。

2 使用料の算定方法

(1) 負担割合(受益に応じた負担割合区分)

①負担割合の区分について

負担割合については、次の区分によるものとします。

| | 区 分 (注) | 負担割合 |
|-----|----------------|-----------|
| I | 必需的・基礎的サービス | 原則公費負担 |
| II | 必需的・基礎的以上のサービス | 受益の 25%程度 |
| III | 選択的・基礎的サービス | 受益の 25%程度 |
| IV | 選択的・基礎的以上のサービス | 受益の 50%程度 |

なお、区分Ⅱ及びⅢについては、25%の負担が達成された場合は50%に近づけるよう努めるものとします。

- (注) 必需的サービス→あらゆる市民が利用できるもの。
選択的サービス→あらゆる市民が必ずしも利用しないもの。
基礎的サービス→ほとんど全ての自治体が提供しているもの。
基礎的以上のサービス→本市で施策(奨励)的に提供しているもの。

②負担割合区分の新規設定について

「①負担割合の区分について」に従い、総合政策課、財政課と調整の上、設定してください。

会議室・集会室系の施設は「選択的・基礎的サービス」として負担割合を25%に設定し、その他の施設については「選択的・基礎的以上のサービス」として負担割合を50%とします。

③現行有料施設の負担割合について

「別表4 現行有料施設負担割合一覧表」を参照してください。

④市外料金の設定について(負担割合区分設定対象外)

市外料金は、市の施策により本市市民が優先的にその恩恵を享受するべきとされるもののうち、負担割合区分が「基礎的以上のサービス」に属する施設で導入できるものとします。

⑤付帯駐車場の料金設定について(負担割合区分設定対象外)

付帯する駐車場については、利用目的外による長時間駐車等により対象施設の利用者に影響があると判断した場合に、有料化について検討することを原則とし、使用料徴収基準については、対象施設の負担割合を適用せず、近隣他都市等、類似する施設の駐車場使用料等を参考に、利用者に過度の負担にならないよう任意に設定することを原則とします。

(2) 使用料の積算

積算方法は次に掲げるとおりです。

使用料 = (1日の必要収入) ÷ (1日当たりの利用者数等)

1日の必要収入 = (年間対象経費) × (適正負担割合) ÷ (稼動日数)

① 年間対象経費

【市の直営施設の場合】

「別表1 施設使用料対象経費の範囲」に示した経費及び施設管理に要した職員人件費とします。

【指定管理者制度導入施設の場合】

指定管理者の選定の際に用いる設計額の1年当たりの額とします。

② 1日当たりの利用者数等

使用料を決定するに当たり、単位となるもの（利用者数、回数、時間数等）の1日当たりの想定数。

(3) 改定時期

① 原則

原則として3年ごとに見直しを行い、その結果を財政課に報告するものとします。

なお、適正化にあたっては、コストの引き下げ、利用率の向上を図り適正単価に近付けるものとし、その結果、適正単価に至らなかった場合は増額の改定を行うこととします。

② 指定管理者制度導入施設

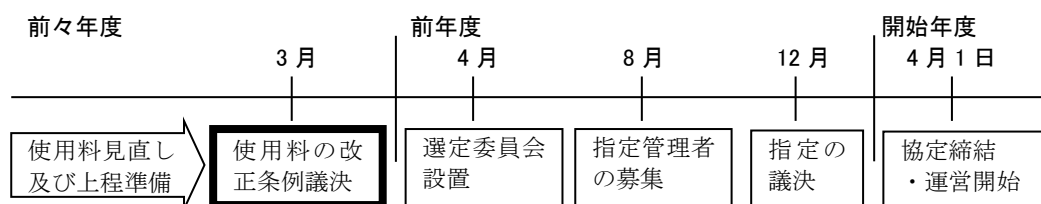
指定管理者の更新前に「適正化方針」に基づいた見直しを行い、その結果を財政課及び政策総務課に報告するものとします。

見直し時期については、次の2つの場合の指定管理者更新スケジュールを考慮し、十分注意してください。

【利用料金制を採用している場合】

料金の改定を行うことを想定し、遅くとも、選定委員会設置直前の議会で当該使用料を定めている条例を改正する議案について議決を得られるよう見直しを行ってください。

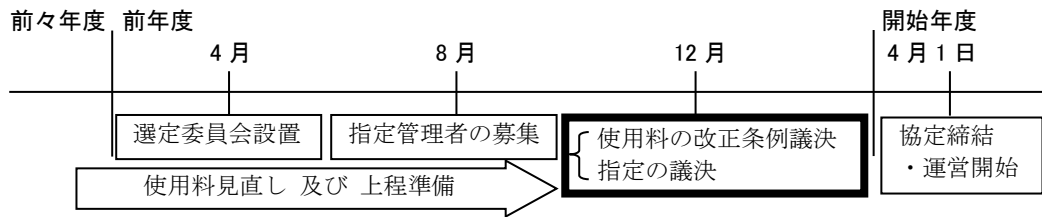
※スケジュール例: 指定管理者との協定締結が4月1日の場合



【利用料金制を採用していない場合】

料金の改定を行うことを想定し、遅くとも、指定管理の指定の議決を得る議会で、当該使用料を定めている条例を改正の議決も得られるよう見直しを行ってください。

※スケジュール例：指定管理者との協定締結が4月1日の場合



※指定期間中の使用料の見直しについて

社会経済情勢の変化に対応するため、指定期間中においても、使用料の見直しを可能とします。

3 手数料の算定方法

(1)負担割合

手数料は、「特定の者のためにするもの」であることから、負担割合については、基本的には受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することを原則とします。

(2)手数料の積算

1 件当たりの手数料 = (1 件に係る職員人件費 + 1 件に係る報酬・物件費) × 適正負担割合

※ 1 件に係る職員人件費 = 時間単価 × 1 件当たり平均処理時間

(委託に係る処理時間を除く。)

※ 1 件に係る報酬・物件費 = 年間の報酬・物件費 ÷ 年間処理件数

①職員人件費

職員人件費は、役務を提供するために要した職員に関する経費と位置づけ、手数料の対象となる事務に従事した時間に応じた額とします。職員構成、従事職員等による変動を避けるため、事務事業評価における平均給与額（前年度決算）とします。

前年度決算平均給与額 〇,〇〇〇,〇〇〇円(共済費含む/年間)

日 単価 = 前年度決算平均給与額 ÷ 要勤務日数

時間単価 = 日単価 ÷ 1日当たりの要勤務時間数

分 単価 = 時間単価 ÷ 60分

※上記以外に、再任用職員や臨時的任用職員が恒常的に当該事務を担当することが位置付けられている場合には、当該職員の前年度決算の平均給与とし、上記の方法により単価を算出します。

②報酬、物件費

報酬及び物件費は、役務を提供するために要した経費とします。（「別表2 報酬・物件費区分及び範囲」）

③処理時間

「受付」、「調査」、「処理」、「交付」の4段階に区分し、この区分ごとに事務内容を種別化（「別表3 処理時間算定に係る区分及び事務内容」）し、それぞれの業務内容に係る所要時間を処理時間とします。

(3)改定方針

適正化にあたっては、コストの引き下げ、処理時間の短縮を図り原価負担率（コストに対する手数料の充足割合）を100%に近づけます。原価負担率は±10%の範囲で設定し、至らなかった場合は、コスト計算に基づく適正負担額のほか、政策的な配慮や近隣市の類似の手数料との均衡も考慮に入れて総合的に判断して改定を行うものとします。

なお、コストの変化の推移を的確に把握し、コスト削減に努めるため、コスト計算については、毎年行うこととします。

また、現在無料で行っているサービスについても、特定の者のために行う事務であるかどうかを検証し、有料化について検討を進めてください。

(4)改定時期

原則として3年ごとに見直しを行い、財政課に報告するものとします。

(5)激変緩和

コスト計算により算定された適正負担額が、現行手数料を大幅に上回り、受益者負担に急激な上昇が生じる場合は、近隣各市の状況や個別事由を考慮し、計画的に見直しを図ることとします。

4 使用料・手数料の減免制度について

(1) 使用料の減額・免除基準

免除の適用に当たっては、市の行政活動や公益的な非営利活動に対して減額できるものとし、減額・免除率は次のとおりとします。

| | | |
|---|--|--------|
| ① | 市が主催又は共催する事業等に利用するとき。 | 100%免除 |
| ② | 社会福祉法人並びに市の出資した財団法人及び社団法人が利用するとき。ただし、別の定めのあるときは、それを優先する。 | 50%減額 |
| ③ | 公共的団体で各施設において団体登録済みの団体が主催して行う事業に利用するとき。 | 50%減額 |
| ④ | 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために利用するとき。 | 50%減額 |

※営利を目的として利用する場合は、①から④までの規定は適用しない。

(2) 手数料の免除基準

受益者負担の原則という観点から、免除規定については特例的な措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定していくこととします。

適用に当たっては、公務に関わるもの、市民の多くがやむを得ないと判断される場合に限り利用料金を免除できるものとしします。

別表1 施設使用料対象経費の範囲

| 区分 | 範囲 |
|----------|---|
| 報酬 | 施設維持に関わる会計年度任用職員報酬 |
| 職員手当等 | 施設維持に関わる会計年度任用職員期末手当 |
| 消耗品費 | 施設の維持管理に必要な消耗品 |
| 印刷製本費 | 申請書などの印刷に要する経費 |
| 光熱水費 | 施設の維持にかかる光熱水費 |
| 燃料費 | プロパンガス代等の燃料費 |
| 通信運搬費 | はがき・切手代、電報料金、電話料金 |
| 物品修繕費 | 施設が保持する物品の修理等に要する費用 |
| 施設修繕費 | 施設維持のための修繕に要する費用※ |
| 手数料 | クリーニング代、ピアノ調律代等 |
| 保険料 | 建物火災保険料、施設維持賠償責任保険料等 |
| 委託料 | 保守や清掃等施設維持に必要な委託料 |
| 使用料及び賃借料 | OA機器やコピー等の事務用機器の賃借料 その他リース料 下水道使用料 土地建物使用料 |
| 備品購入費 | 机、イス等貸出施設に必要な備品購入費 |
| 負担金 | 学校開放事業負担金等、施設維持管理に必要な負担金 |

※施設の利用頻度が高いために、耐用年数が大幅に短くなり、大規模な修繕が必要となった場合等で、利用者へ負担を求めることが適当であると判断できるものについては、経費に算入するか財政課と調整してください。

別表2 報酬・物件費区分及び範囲

| 区分 | 範囲 | 基準 |
|----------|----------------------------------|---|
| 報酬 | 審査会委員報酬、会計年度任用職員報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとにした1件あたりの額 ・経費の按分を要する場合は、処理時間数による |
| 職員手当等 | 会計年度任用職員期末手当 | |
| 旅費 | 旅費 | |
| 消耗品費 | 地図、配置図、事務用品、参考図書、台帳、検査証、鑑札などの購入費 | |
| 印刷製本費 | 手引き、封筒、申請書、許可証、届出など印刷製本に要した経費 | |
| 通信運搬費 | はがき・切手代、電報料金、電話料金 | |
| 委託料 | 機器保守管理委託、業務委託 | |
| 使用料及び賃借料 | OA機器、コピー、事務用機器の賃借料 | |

※上記以外にも役務を提供するために必要なものがあれば経費の対象とします。

別表3 処理時間算定に係る区分及び事務内容

| 区 分 | 事 務 内 容 等 | |
|-----|--|---|
| | 種 別 | 業 務 内 容 |
| 受 付 | ① 受付 ② 審査 ③ 事前相談 ④ 補正 ⑤ 台帳等記入 | 申請書等の受付等 申請内容の点検等 申請に関する事情聴取、相談等 申請の修正指導等 受付簿等への記入、OA機器への入力 |
| 調 査 | ① 現場調査 ② 書類審査 ③ 検索・確認 ④ 照会 | 申請事案所在への調査等 申請事案内容の調査 電算情報等の検索、確認 関係機関等への問い合わせ |
| 処 理 | ① 起案 ② 入力 ③ 台長記載 ④ 決定 ⑤ 許可書等作成 | 事案決定等の稟議書作成等 電算処理システム等への入力 処理簿等への記入 事案の処分等の決定 許可書、証明書等の作成 |
| 交 付 | ① 通知 ② 許可書等交付 ③ 台帳記入 ④ 手数料領収 | 申請者への連絡、通知 公印の執行、手交等 交付簿等への記載 手数料の領収、領収書の発行 |
| その他 | ① 審査会付議 ② 講習会等 | 建築審査会等での検討 更新時の事後講習会等の開催 |

別表4 現行有料施設負担割合一覧表

| 条例 | 施設名 | 施設・設備名 | 負担割合 | 管理体制 |
|----------------|-------------------|----------|------|-------|
| 保健福祉センター条例 | 保健福祉センター | ホール | 50% | 直営 |
| 生涯学習センター条例 | 生涯学習センター | 会議室等 | 25% | 指定管理 |
| | 渋谷学習センター | ホール | 50% | 指定管理 |
| | | 会議室等 | 25% | 指定管理 |
| | つきみ野学習センター | | 25% | 指定管理 |
| | 北部文化・スポーツ・子育てセンター | アリーナ・駐輪場 | 50% | 指定管理 |
| | | 会議室等 | 25% | 指定管理 |
| 桜丘学習センター | | 25% | 指定管理 | |
| 学校施設使用条例 | 市内小中学校 | | 25% | 直営 |
| コミュニティセンター設置条例 | 公所会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 中央林間会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 緑野会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 下鶴間会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 南林間会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 鶴間会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 西鶴間会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 深見北会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 上草柳会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 深見中会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 桜森会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 草柳会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 深見南会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 下草柳会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 柳橋会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 桜丘会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 福田会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 上和田会館 | | 25% | 指定管理 |
| | 下福田会館 | | 25% | 指定管理 |
| 下和田会館 | | 25% | 指定管理 | |
| 柳橋ふれあいプラザ条例 | 柳橋ふれあいプラザ | | 50% | 指定管理 |
| 大和市営自動車駐車場条例 | 引地台温水プール立体駐車場 | | 50% | ○指定管理 |

| 条例 | 施設名 | 施設・設備名 | 負担割合 | 管理体制 |
|--------------|------------|--------|------|-------|
| 都市公園条例 | つきみ野1号公園 | | 50% | ○指定管理 |
| | 引地台公園 | | 50% | ○指定管理 |
| | 宮久保公園 | | 50% | ○指定管理 |
| | 多胡記念公園 | | 50% | ○指定管理 |
| | 大和ゆとりの森 | | 50% | ○指定管理 |
| スポーツ施設設置条例 | 大和スポーツセンター | | 50% | ○指定管理 |
| | 草柳庭球場 | | 50% | ○指定管理 |
| | 桜森スポーツ広場 | | 50% | ○指定管理 |
| | 下福田野球場 | | 50% | ○指定管理 |
| | 下福田スポーツ広場 | | 50% | ○指定管理 |
| やまと芸術文化ホール条例 | やまと芸術文化ホール | | 50% | ○指定管理 |
| 屋内こども広場条例 | 屋内こども広場 | | 50% | ○指定管理 |
| 子育て支援施設条例 | 子育て支援施設 | | 50% | ○指定管理 |

※管理体制について

- ・直営 : 市が直接管理している施設
- ・指定管理 : 指定管理者制度導入施設
- ・○指定管理 : 指定管理者導入施設で利用料金制を採用している施設

※施設・設備名が空欄のものは条例にて料金が規定されている全ての施設・設備を指すもの
とします。